


(副記)

演説要旨

関東印刷組合 上森健一郎

労働争議の要求貫徹の之は目前の要求貫徹を以て幸ゆつたものと見えても
 要は將來に於ける無産者の幸福を望むべし對抗すべきモノナリト冒頭
 榮進社の争議に對しては死を覚悟して闘争をやつたに過ぎない具體的之を以て
 争對する意見が述べ一人一人に於ては會社を潰すに對して要求の貫徹をせよと死
 る覚悟を以て進まざればならぬと諸君の内は妻子及老人等ありて之を以て引か
 せられん事能はざれば故々々々独身者ナルを以て諸君の爲に死せしむるべしナリ
 暗に犯罪を煽動し更に具體的之实例を引き其時代の政策に反抗せんをノハ
 何時も其時代の政府當局より及逆境に於て見られて居るモノナリ
 佐倉宗一郎
 唯力及逆者ト云はんやア當時固チ亂スモノトシテ徳川幕府ノ一中止
 (以上)

局長


東京國法事務所


労務第三一九號

大正十四年三月五日

警視總監

太田政弘

内務大臣若槻禮次郎殿

東京警備司令官菊地慎之助殿

社會局長官長岡隆一郎殿

東京地方裁判所検事正殿

赤部大隊兵庫 神奈川 愛知

各府縣長官殿

榮進社労働争議ニ関スル件

(第一四報)

14.3.20
 第762号